

執行上の課題に関する検討

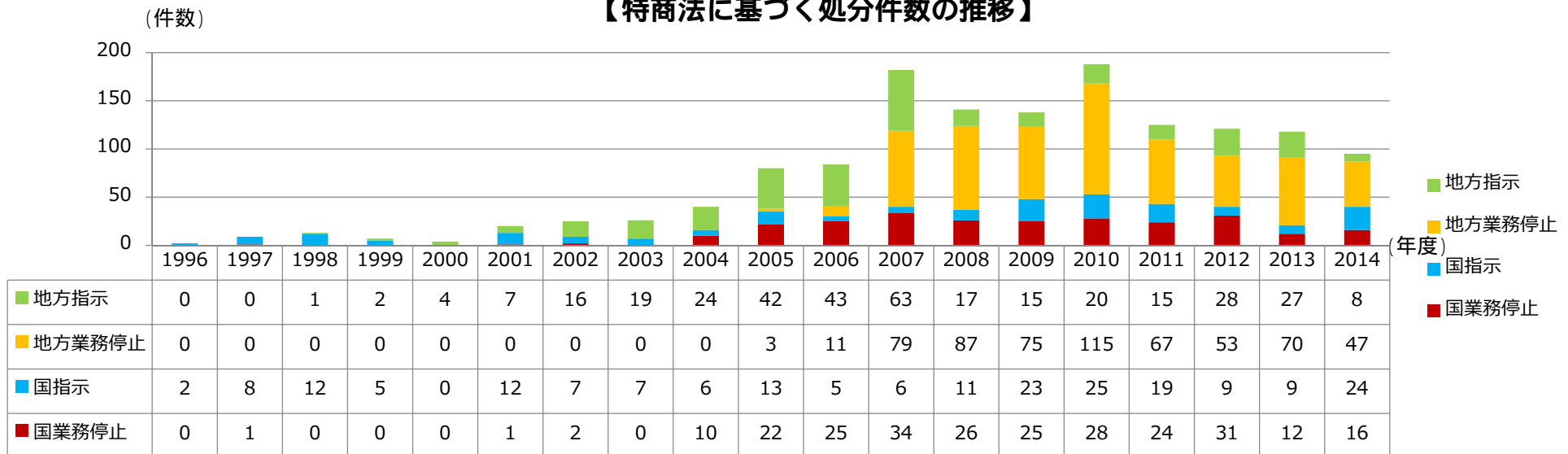
目次

- I. 特商法の執行状況等について
 - 1. 行政処分の状況
 - 2. 刑事罰の適用状況
 - 3. 近年の特徴的な事例
- II. 執行強化に関する論点

I-1. 行政処分状況

- ◆ 国・都道府県ともに活発に行政処分が行われている。特に平成19年度以降、都道府県による処分が大きなウェイトを占めている。
- ◆ 近年は事業者の手口が複雑化・巧妙化する一方，被害を受けた高齢者等からの聴取が難しく，違反を認定するための証拠を確保することも困難になっている。
- ◆ 内訳を見ると，取引類型別では訪問販売の割合が大きい。

【特商法に基づく処分件数の推移】



【取引類型別の処分件数（2014年度）】

類型	国指示	国業務停止	地方指示	地方業務停止	合計
訪問販売	2	7	7	44	60
通信販売	6	0	0	0	6
電話勧誘販売	6	6	0	0	12
連鎖販売取引	8	2	0	1	11
特定継続的役務提供	0	0	1	1	2
業務提供誘引販売取引	0	0	0	1	1
訪問購入	2	1	0	0	3

【指示】

事業者により違法又は不当な行為が行われた場合において，事業者に対してその営業を継続しながら必要な是正又は改善措置をとらせるため，主務大臣（都道府県知事）が事業者に対して指示を行うことができる。

【業務停止命令】

違法行為等を引き続き行うおそれのある悪質な事業者を放置しておくことは被害の拡大を招くことから，主務大臣（都道府県知事）は業務停止命令を発することができる。

※ 業務停止命令に先立って指示を行う必要はない。

I-2. 刑事罰の適用状況

- ◆ 平成26年の特定商取引等事犯の検挙状況は検挙事件数で173となっており、検挙人員は330、検挙法人は30となっている。
- ◆ 取引類型別の内訳としては、訪問販売が検挙事件数の8割以上を占めている。

特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成16～26年）

区分 \ 年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検挙事件数(事件)	75	124	138	112	142	152	193	161	124	172	173
検挙人員	229	330	385	299	279	371	430	314	259	418	330
検挙法人	11	27	32	34	28	31	21	25	11	34	30

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成26年）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員	被害額
			うち逮捕			
訪問販売	149	241	132	23	32,423	23億6,124万円
通信販売	0	0	0	0	0	0
電話勧誘販売	13	60	56	4	6,944	9億7,090万円
連鎖販売取引	2	16	13	0	479	2億4,225万円
特定継続的役務提供	1	1	1	0	31	1,687万円
業務提供誘引販売取引	0	0	0	0	0	0
訪問購入	8	12	1	3	941	1,827万円
合計	173	330	203	30	40,818	36億0,954万円

(注) 特定商取引等事犯とは、「訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、特定商取引法違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。」とされる。

※出典：警察白書、平成26年中における生活経済事犯の検挙状況等について

I-3. 近年の特徴的な事例①

- ◆ 会社法の改正（平成18年）等により起業が簡便になったため、事業者が法人格を悪用して処分逃れを図る事例や過去に処分を受けた事業者の役員等であった者が役員等を務める別の事業者で処分を受ける事例が現れてきている。

事例1．過去に特商法違反により行政処分（業務停止命令）を受けた事業者の代表者が代表者である別の事業者が，過去に行政処分を受けたのと同様の違反行為を行っていた事例

広島県は，平成26年9月に事業者Aに対して，特商法に基づく行政処分（業務停止命令12か月）を行ったが，当該事業者の代表者は，同様の法違反行為により平成21年1月に広島県から行政処分（業務停止命令3か月）を受けた事業者B及び平成24年8月に中国経済産業局から行政処分（業務停止命令12か月）を受けた事業者Cの代表者だった。

事例2．過去に特商法違反により行政処分（業務停止命令）を受けた事業者の関係者が，別の事業者で過去に行政処分を受けたのと同様の違反行為を行っていた事例

消費者庁は，平成27年4月に事業者D，E，Fに対して，特商法に基づく行政処分（業務停止命令3か月）を行ったが，当該事業者はそれぞれ，同様の法違反行為により平成26年6月に消費者庁から行政処分（業務停止命令3か月）を受けた事業者Gの元営業部長，元課長，営業管理担当により設立された法人であり，Gの元従業員を雇用していた。

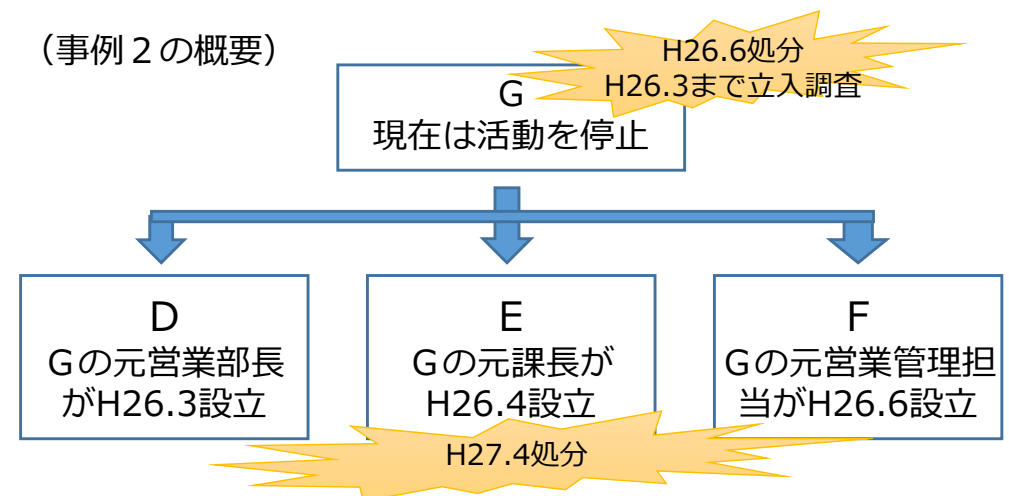
（事例1の参考）

社名を変えて繰り返し特商法違反行為をしていた事業者に対して、行政処分が行われた事案数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
国	2	1	1	3	2	2
都道府県	2	4	6	3	14	6

※ 2009年度より前については調査を行っていない。

（事例2の概要）



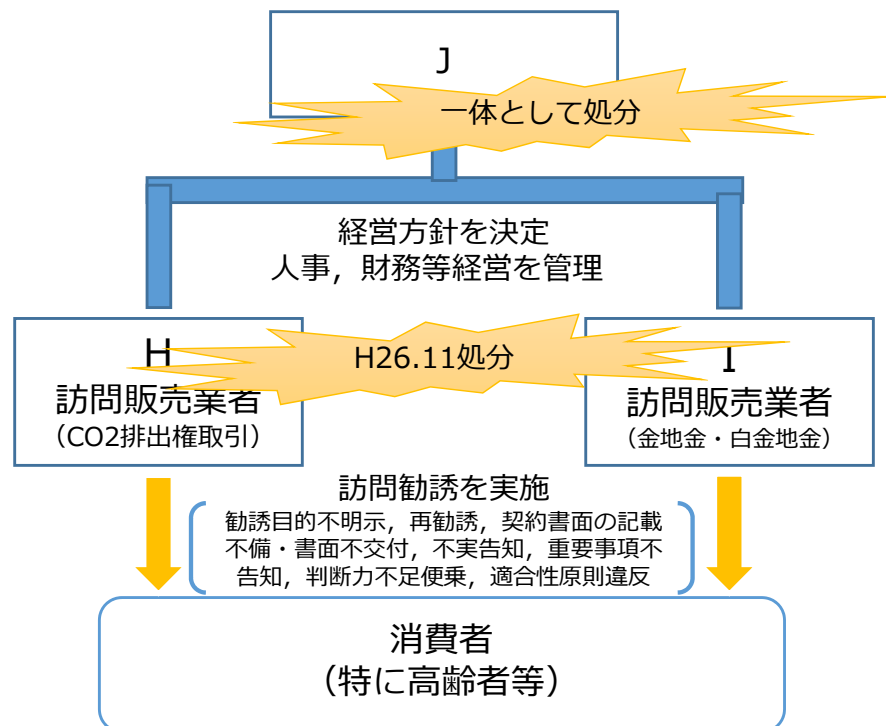
I-3. 近年の特徴的な事例②

- ◆ 形式上は業務委託先等である別の法人（当該法人自体は特定商取引を行わない。）が、実態的には事業者と一体となって違法行為を行う事例が出てきている。

事例3 . 違法行為を行っていた事業者の経営管理業務を行っていた別法人に対しても事業者と一体となって事業を行っているとして処分を行った事例

消費者庁は、平成26年11月、訪問販売業者であるH及びIに対して業務停止命令を行ったが、両社の経営方針を定め、人事、財務等経営を管理していたJ社についても、両社の訪問販売に係る事業遂行に密接不可分に関係し、両社はそれぞれ単独での事業継続が不可能であったことから、両社と一体となって訪問販売事業を行っているとして処分した。

(事例3の概要)



【Hの違反行為の概要等】

Hは、勧誘をするに際し、勧誘に先立って、勧誘目的であることを告げずに消費者の家に上がり込んだり世間話をしてから勧誘を始めていた。また、Hは値動きを正確に予測することが不可能であるにも関わらず、「任せてもらえば倍にして返す」などと、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項について不実を告げて勧誘を行っていた。なお、消費者は投資に関する知識や経験の乏しい年金生活の高齢者がほとんどであり、適合性の原則に違反しているほか、認知症の高齢者に対しても勧誘を行っていた。

【Iの違反行為の概要等】

Iは、勧誘をするに際し、勧誘に先立って、「先日、お電話したIです。」などのみ告げ、又は世間話をしてから勧誘する目的であることを告げずに、「絶対に大丈夫です。必ずもうかります。」などと、消費者の判断に影響を及ぼす重要な事項について不実を告げて勧誘を行っていた。なお、消費者は投資に関する知識や経験の乏しい年金生活の高齢者を含み、適合性の原則に違反する勧誘を行っていた。

I-3. 近年の特徴的な事例③

- ◆ ある都道府県が処分を行った事業者が処分後に別の都道府県で類似の違反行為を行うことがあるため、都道府県における執行において、複数の都道府県が連携して処分を行う事例等が増えてきている。

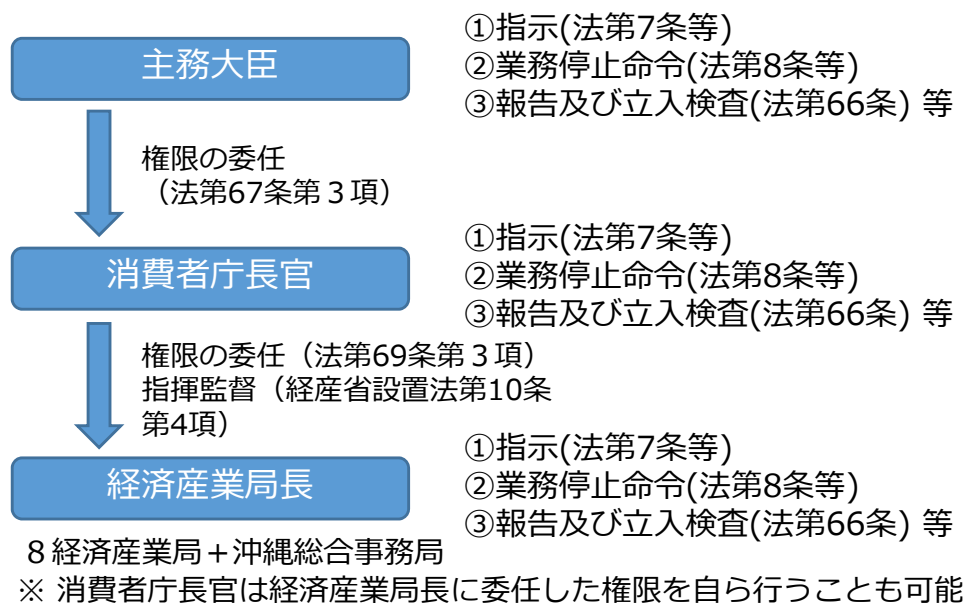
事例4 . 複数の都道府県が特定の事業者に対して同日付けで行政処分を行った事例

東京都、千葉県及び神奈川県は、平成26年9月に事業者Kに対して、特商法に基づく行政処分（業務停止命令）を同日付けで行った（業務停止期間は、東京都は6か月、千葉県及び神奈川県は3か月。）。

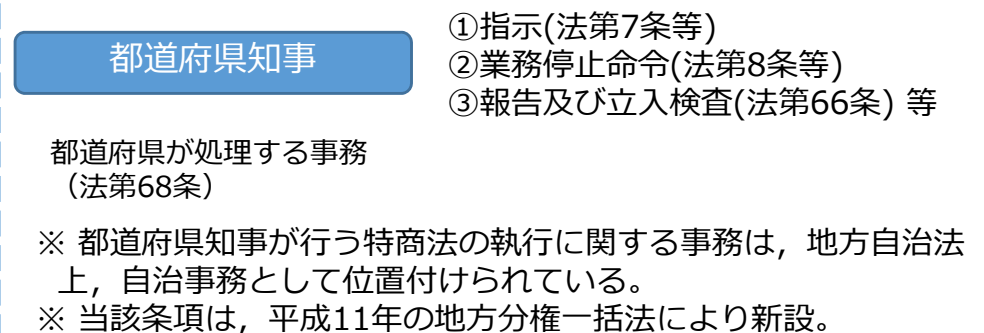
事例5 . 消費者庁と都道府県が特定の事業者に対して同日付けで行政処分を行った事例

消費者庁及び東京都は、平成26年11月に事業者Lら3社に対して、特商法に基づく行政処分（業務停止命令3か月）を同日付けで行った（東京都は同時に条例（東京都消費生活条例）に基づく是正勧告を実施。）。

全国的に被害が及んでいる事案等に対処



県域レベルの事案に対処



I-4. 近年の特徴的な事例④

- ◆ インターネットや私設私書箱，電話代行サービス，電話転送サービス，レンタルオフィス，ヴァーチャルオフィス等の発達・普及等により，違反事業者の実態を把握することや処分を行うことが困難な事例が生じている。

事例6．行政処分を民法に基づく公示送達によって行った事例

消費者庁は，平成27年3月，危険ドラッグ等の通信販売を行っていたサイトの運営業者に対して，裁判所に民法第98条第1項の規定に基づいて公示送達の申立てを行い，特商法第14条第1項に基づく指示を行った（サイトには販売業者の氏名又は名称や販売業者の住所等が表示されていなかった。）。

事例6に関する消費者庁プレスリリース（抜粋）



消費者庁は，危険ドラッグ等の通信販売を行っていた以下の5サイトの運営業者に対し，本日，公示送達により，違反行為の是正を指示しました。

サイト名	サイトURL
ラブサルビア	http://www.love-salvia.com
サルビアディズニーストア	http://www.salvia-disney-store.com
サルビアBC	http://www.salvia-bc.com
ベストサルビア	http://www.best-salvia.com
スーパーブス	http://www.seeforce.co

- 【参考】公示送達に関する民法の規定（公示による意思表示）
- 第九十八条** 意思表示は，表意者が相手方を知ることができず，又はその所在を知ることができないときは，公示の方法によってすることができる。
- 2 前項の公示は，公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い，裁判所の掲示場に掲示し，かつ，その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし，裁判所は，相当と認めるときは，官報への掲載に代えて，市役所，区役所，町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 公示による意思表示は，最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に，相手方に到達したものとみなす。ただし，表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは，到達の効力を生じない。
- 4 公示に関する手続は，相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の，相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
- 5 裁判所は，表意者に，公示に関する費用を予納させなければならない。

I. 特商法の執行状況等について（まとめ）

特定商取引法に関連する消費者相談は、毎年、数多く寄せられており、国及び都道府県においては活発に行政処分を行っているところ。しかしながら、法執行が困難な事例や処分の効力の潜脱を図ろうとする事例も増加してきており、その背景は以下のようにまとめることができる。

- 処分の効力が事業者が法人の場合には事業者にしか及ばないことから、当該事業者の役員等が別途法人を立ち上げることで業務を行うこと等が可能となっている。
 - また、都道府県の処分は自治事務と位置付けられていることから、処分を受けた事業者が別の都道府県で業務を行うことが可能となっている。
 - 刑事罰についても、違反行為により利益を上げている事業者にとっては、報告徴収・立入検査に関する違反を含む特商法違反の罰則が十分なサクションとなっていない。
 - インターネットやレンタルオフィス、ヴァーチャルオフィス等の各種サービスの発達・普及により、事業者の実態の把握や処分が困難な事例が出てきている。
- ※ なお、違反行為により処分・処罰を受けているのはほとんどが特商法に基づく自主規制団体である訪販協や通販協の会員となっていない事業者である。

II. 執行強化に関する論点

国及び都道府県における相談・執行体制の強化や罰則の強化はもとより、国及び都道府県における執行に関する権限の抜本的な強化は必要不可欠。

権限強化の具体的な検討に当たっては、特に以下のような論点が考えられるのではないか。

論点 1 : 行政処分の効力の対象・範囲の拡大についてどのように考えるべきか。

論点 2 : 繰り返し違反行為を行う悪質な事業者への対応を図るため、事前参入規制の導入等についてどのように考えるか。

論点 3 : 迅速かつ効率的に処分を行うため、報告徴収・立入検査の実効性の確保等をどのように図るべきか。

論点 4 : 新たな技術・サービスの発達・普及への対応をどのように図るべきか。

II. 執行強化に関する論点①

論点1：行政処分の効力の対象・範囲の拡大についてどのように考えるべきか。

【具体的な事項】

- ①違反行為を行って行政処分を受けた法人の役員が、処分後に新たな法人を立ち上げ、行政処分の潜脱を図るような事案に対処するため、法人の役員個人に対しても行政処分の効力を及ぼし、処分に違反した場合には刑事責任を追求できるようにすることが必要ではないか。（参考1参照）
- ②同様に、形式的には事業者の役員とはなっていない個人が、事業者に対して実質的に影響力を行使することにより違反行為を行わせるような場合に、当該個人に対しても行政処分の効力を及ぼし、処分に違反した場合には刑事責任を追究できるようにすることが必要ではないか。（参考1参照）
- ③また、①②には該当しないものの、違法行為のノウハウを持ち、実質的には違反行為に深く関与している従業員等への対応についても検討が必要ではないか。
- ④ある都道府県知事から行政処分を受けた後、別の都道府県において違反行為を行う事業者への対応を図るため、都道府県知事の処分の効力について見直しが必要ではないか。（参考2参照）

【参考1】法人の役員等に行政処分の効力を及ぼしている法令の例

例えば、建設業法においては、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者等に対して営業停止命令を行う場合、事業者が法人であれば、法人の役員等（※）に対しても、新たに営業を開始することを禁止しなければならないこととされており（建設業法第29条の4第1項）、これに違反した場合には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（情状により併科あり）が科されることとなる（同法第47条第1項第2号の2）。

※ 平成26年度の法改正で「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者」と規定。

なお、建設業法は、一部を除き、建設業を営もうとする者は、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされているが（同法第3条第1項）、法人の役員等が許可の取消しや営業停止等を受けている場合、国土交通大臣又は都道府県知事は許可をしてはならないこととされている（役員等の氏名は許可申請書の記載事項となっている。）。

II. 執行強化に関する論点①

【参考2】都道府県の事務に関する特商法の規定等

1. 特商法の規定

(都道府県が処理する事務)

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2. 特商法施行令の規定

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、第四十七条、第五十六条、第五十七条、第五十八条の十二及び第五十八条の十三に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第十二条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告（通信販売電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり通信販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

3 法第二十二条及び第二十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第二十一条の二及び第六十六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の電話勧誘販売に係る勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

4～8 (略)

II. 執行強化に関する論点①

3. 自治事務と法定受託事務について

【自治事務】

- ・地方公共団体の処理する事務のうち，法定受託事務を除いたもの
- ・法律・政令により事務処理が義務付けられるもの，法律・政令に基づかずに任意で行うもの，いずれもある。

【法定受託事務】

- ・国が本来果たすべき役割に係る事務であって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの
- ・必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。

※ 上記の分類は，平成11年の地方分権一括法により新設されたもの。

II. 執行強化に関する論点②

論点2：繰り返し違反行為を行う悪質な事業者への対応を図るため、事前参入規制の導入等についてどのように考えるか。

【具体的な事項】

- ①法人格の悪用等により繰り返し違法行為を行う悪質な事業者を市場から排除するために、そもそも事前の参入規制を導入することについてどのように考えるか。（参考1～3参照）
- ②特商法上の位置付けを有する自主規制団体（訪問販売協会、通信販売協会）のより一層の活用を図るべきという意見についてどのように考えるか。（参考4参照）

【参考1】事前参入規制に関する用語等

- ①許可：一定の行為に対する一般的禁止の特定の場合の解除。
- ②認可：行為の法律的効力を補充し、効力を完成させるための同意。法令上は許可と同じ意味で使われていることもある。
- ③登録：一定の事実又は法律関係を公に表示・証明する行為。裁量の余地がないのが原則。
- ④認定：公の権威をもってある事実又は法律関係の存否を確認すること。
- ⑤届出：一定の事柄を公の機関に知らせること。相手方たる公の機関に一定の行為を要求・期待しない。

【参考2】事前参入規制の枠組みの例

①許可制の例（建設業法の例）

建設業の許可を受けるためには、建設業法第7条に規定する4つの「許可要件」（①経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること、②専任技術者の設置、③誠実性、④財産的基礎等）を備えるとともに、同法第8条に規定する「欠格要件」（営業停止命令違反等で許可の取消しがされてから5年が経過していない、営業停止命令期間が経過していない、建設業法違反等で刑罰に処せられてから5年が経過していない、暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年が経過していない等）に該当しないことが必要。許可の有効期間は5年間。

なお、建設業法における営業停止命令は1年以内の期間を定めて行うこととされている（特商法に基づく業務停止命令も1年以内。）。

②登録制の例（旅行業法の例）

旅行業を営むためには観光庁長官の登録を受けることが必要。観光庁長官は申請者が拒否事由（登録取消しから5年を経過していない、旅行業違反で処罰されてから5年を経過していない等）に当たらない限り、事業者の氏名・名称、営業所の所在地等を登録簿に登録しなければならない。なお、登録簿は公衆の閲覧に供しなければならないこととされている。

II. 執行強化に関する論点②

【参考3】訪問販売、電話勧誘販売に関する海外の参入規制の例

※ 以下は、現時点で消費者庁において確認しているものであって網羅的なものではなく、精査する過程で追加等の修正を行うことはありうる。

1. アメリカ

【訪問販売】連邦レベルでは規制なし。州レベルでは、デラウェア州で訪問販売員は州当局から事前にIDカードを取得し、訪問勧誘を行う際には携行することとされている。また、ニューヘイブン市（コネチカット州）では、市当局が発行するライセンスを得ずに訪問勧誘を行うことは他の法で認められていない限り違法。その他、ポートランド市（メイン州）、ラスベガス市（ネヴァダ州）、ジャージー市（ニュージャージー州）等にも同種の規制あり。

【電話勧誘販売】連邦レベルではNational Do Not Call Registryにアクセスするために、最初のアクセスの際に、ID情報（会社名・法人番号、住所、責任者名等）を登録する必要あり。州レベルでは、ニューヨーク州では電話勧誘（telemarketing）を行う事業者（≠勧誘者）は登録が必要。また、登録に際しては、法違反により被害を受けた消費者救済のために使用できる資力（\$25,000）の証明を求めている。この他、26州において登録制あり（US Small Business AdministrationのHPより）。

2. イギリス

【訪問販売】訪問勧誘を行う者は居住地の警察当局が発行するPedlars Certificateが必要。Certificateを持っていれば、イギリス国内であればどこでも訪問勧誘を行うことができる。申請に当たっては、身分証明書、住所を証明する書類、身元保証人・雇用主に関する情報等を提出することとされている。

【電話勧誘販売】Telephone Preference Service（TPS）から電話勧誘を希望しない者のリストをダウンロードするため、licence（annual licence又はad hoc licence）を取得することが必要。Licenceにおいて関係法令の順守、秘密保持等が免許を受けた者の義務として規定されるとともに、違反した場合の終了についても規定あり。なお、TPSを運営するのは業界団体であるDirect Marketing Associationの子会社であるTelephone Preference Service Ltdであり、TPS Ltdが登録者から寄せられた苦情の調査を行うが、独立の行政機関であるInformation Commissioner's Officeが処分を行う。

3. オーストラリア

【訪問販売】西オーストラリア州に、hawking（行商）を行う際に市当局が発行するHawker's Licenceが必要な自治体あり。Licenceを申請する際には2人の治安判事（Justice of Peace）の証明書の提出が必要。

【電話勧誘販売】電話勧誘を行う事業者はDo Not Call Registerにアクセスするために登録を行いアカウントを作成することが必要。登録内容は、会社名、企業番号（ACN（Australian Company Number））、企業納税登録番号（ABN（Australia Business Number））（取得している場合）、連絡先等。連絡が取れない場合は、アカウントが閉鎖される。法違反については、civil penaltyやinjunctionあり（いずれも裁判所が関与）。

II. 執行強化に関する論点②

4. 韓国

【訪問販売・電話勧誘販売】事業者は、法律に基づき、商号、住所、電話番号等を公正取引委員会又は地方公共団体に対して届け出ることが必要（訪問勧誘、電話勧誘を行う販売員がいない小規模な事業者は適用除外。）。事業者は販売員リストを作成しなければならない。法違反があった場合の届出の取消しに関する規定あり。また、届出を行わなかった場合には罰則。

※ この他、ドイツでは、移動営業（Reisegewerbe）を行う者は、原則として、所管官庁から移動営業証（Reisegewerbekarte）を取得しなければならないこととされており、移動営業を行う際にはこれを携帯し、所管官庁からの求めに応じてこれを提示しなければならない。

【参考4】訪問販売協会、通信販売協会に関する特商法上の位置付け等

1. 訪問販売協会

【目的】訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資すること

【業務内容等】苦情受付（訪問販売ホットライン）、訪問販売消費者救済基金制度 等

※ 協会への加入の制限、社員に対する処分等に関する規定あり

【会員数等】正会員137, 賛助会員22

2. 通信販売協会

【目的】通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資すること

【業務内容等】苦情受付（通販110番相談） 等

【会員数等】正会員498, 賛助会員212

II. 執行強化に関する論点③

論点3：迅速かつ効率的に処分を行うため、報告徴収・立入検査の実効性の確保等をどのように図るべきか。

【具体的な事項】

- ①処分の前提となる調査能力の強化を図るため、報告徴収や立入検査に対して事業者が虚偽報告等を行った場合の罰則の強化や虚偽報告等を行った事業者名の公表等が必要ではないか。（参考1参照）
- ②事業者の業務実態の解明を容易にするため、予め従業員名簿や取引関係書類等の作成を義務付けるとともに、備付け、届出等を行わせること等が必要ではないか。（参考2参照）
- ③形式的に経営管理業務の委託先となっている会社から得られた情報から実態解明が行われる事例等を踏まえ、立入検査の対象となる「密接関係者」の範囲の拡大が必要ではないか。（参考3参照）
- ④処分に当たって、書類の送達を妨害する相手方への対応をどのように図るべきか。（参考4参照）

【参考1】報告徴収や立入検査に対する罰則について

現在、特商法における事業者が報告徴収・立入検査に対して虚偽報告等を行った場合の罰則は、100万円以下の罰金（両罰あり）となっているが（第72条第1項第10号）、他の法律においては、懲役刑が規定されているものも存在している（例えば、不当景品類及び不当表示防止法では、事業者が内閣総理大臣による報告徴収や立入検査に協力しなかった場合の罰則は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金（両罰あり）となっている（第17条））。

II. 執行強化に関する論点③

【参考2】書類の作成，備置きを義務付けている法律の例 (帳簿等の備付け)

第二十条 自動車運転代行業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、その運転代行業務従事者の名簿その他のその者による自動車の運転に関する帳簿又は書類で国家公安委員会規則で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

2 前項に規定するもののほか、自動車運転代行業者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿その他の代行運転役務の提供に関する帳簿又は書類で国土交通省令で定めるものを備え付け、必要な事項を記載しておかなければならない。

※ 本条に違反した場合には、行政処分の対象となりうるとともに、20万円以下の罰金（両罰あり）。なお、自動車運転代行業者を営むためには認定を受けることが必要。

【参考3】特商法に基づく立入検査について

特商法第66条に基づき、販売業者等（第1項）及び政令で定める「密接関係者」（第2項）については、報告徴収・立入検査を行うことが可能だが、単に販売業者等と取引する者（第3項）については、報告徴収のみを行うことが可能。

政令では「密接関係者」として、①特定継続的役務提供取引における関連商品の販売者、②業務提供誘引販売取引における業務提供者、③訪問購入における物品の引渡しを受けた第三者、④消費者に対して判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げ、又は表示する者、が規定されている（第17条の2）。

【参考4】「書類の送付にかわる公告」に関する規定（土地区画整理法の例） (書類の送付にかわる公告)

第百三十三条 施行者は、土地区画整理事業の施行に関して書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもつて書類の送付にかえることができる。

2 (略)

3 第一項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

II. 執行強化に関する論点④

論点4：新たな技術・サービスの発展・普及への対応をどのように図るべきか。

【具体的な事項】

- ①違反行為を行っている事業者の名称や所在が不明な場合に、公示送達による処分を行うことができるよう、法律に明文の規定を置く必要性についてどう考えるか。（参考1参照）
- ②事業者がウェブサイト上で特定商取引に関して違法行為（広告における表示義務違反、誇大広告等）を行っている場合、事業者に対する是正指示とは別に、プロバイダーに対して行う削除要請に関する規定を置く必要があるのではないか。（参考2参照）
- ③レンタルオフィス、ヴァーチャルオフィス等を悪用して、調査の妨害を図る事業者への適切な対応を図るため、レンタルオフィス、ヴァーチャルオフィス等のサービスを提供している事業者への対応について、検討する必要があるのではないか。（参考3，4参照）

【参考1】公示送達に関する規定を置いている個別法の例

不当景品類及び不当表示防止法（景表法）における規定例（現時点で未施行）
（公示送達）

第二十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

II. 執行強化に関する論点④

【参考2】プロバイダーに対するウェブサイトの削除要請に関して規定を置いている法律の例

例えば、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧名称薬事法）においては、指定薬物の広告が制限されているところ（第76条の5）、厚生労働大臣又は都道府県知事は、違反した者に対して、中止命令を行うことができることとされているが（第76条の7の2第1項）、あわせて厚生労働大臣又は都道府県知事がプロバイダーに対してウェブサイトによる情報の送信を防止する措置を講ずるよう要請できることとされている（同条第3項）（プロバイダーが要請に応じた場合、損害賠償責任を制限。当該規定は昨年秋に議員立法にて追加。）。

【参考3】プロバイダー等からの報告徴収に関する特商法第66条第4項の規定

主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号（電子メール広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されたもの又は電子メール広告をするために用いられたもののうち当該電子メール広告をした者に関するものに限る。）を使用する権利を付与したもものから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めることができる。

【参考4】犯罪による収益の移転防止に関する法律における取扱い

犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする犯罪による収益の移転防止に関する法律では、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者は特定事業者として、取引時の本人特定事項（自然人の場合は氏名、住居及び生年月日）等の確認や確認記録及び取引記録の作成・保存等の義務が課せられている。なお、総務大臣は電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対して、経済産業大臣は郵便物受取サービス業者に対して、指導、勧告、助言や是正命令を行うことができることとされている（是正命令に違反した場合には、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科あり）。法人の場合は3億円以下の罰金。）。

(参考1) 特商法における罰則一覧 (主なもの)

1. 取引類型別の罰則

	訪問販売	通信販売	電話勧誘販売	連鎖販売取引	特定継続的役務提供	業務提供誘引販売取引	訪問購入	
禁止行為	第6条第1項から第3項まで		第21条	第34条第1項から第3項まで	第44条	第52条第1項・第2項	第58条の10	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金()
業務停止命令違反	第8条第1項	第15条第1項・第2項	第23条第1項	第39条第1項から第4項まで	第47条第1項	第57条第1項・第2項	第58条の13第1項	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金()
禁止行為(一部) ()	第6条第4項			第34条第4項		第52条第3項		1年以下の懲役又は200万円以下の罰金()
書面交付				第37条		第55条		6月以下の懲役又は100万円以下の罰金()
書面交付	第4条, 第5条		第18条, 第19条		第42条		第58条の7, 第58条の8	100万円以下の罰金
指示違反	第7条	第14条	第22条	第38条	第46条	第56条	第58条の12	
誇大広告等の禁止		第12条		第36条	第43条	第54条		
電子メール広告の提供の禁止		第12条の3第1項・第2項, 第12条の4第1項		第36条の3第1項・第2項, 第36条の4第1項		第54条の3第1項・第2項, 第54の4第1項		
相手方の承諾・請求の記録		第12条の3第3項		第36条の3第3項		第54条の3第3項		
承諾等の通知		第13条第1項	第20条					
広告				第35条		第53条		
書面の備付け・閲覧					第45条第1項・第2項			

※ キャッチセールス, アポイントメントセールスと同様の方法により誘引した者への勧誘

2. 共通の罰則

報告徴収・立入検査違反	第66条第1項							100万円以下の罰金
-------------	---------	--	--	--	--	--	--	------------

★はいずれも併科あり。

☆法人の代表者等が違反行為をしたときは, 行為者のほか, 法人に対しても罰金(業務停止命令違反は3億円以下の罰金)

(参考) 執行強化に関するこれまでの議論等

都道府県からの執行強化に関する御意見 (第2回特定商取引法専門調査会資料の抜粋)

代表者・役員に対する処分	社名を変えて違反行為を繰り返す事業者に対処するため、代表者や役員に対する処分等を検討して欲しい。	栃木県, 愛知県, 広島県, 長崎県
商取引行為一部関与者への処分	消費者に対して直接勧誘行為や契約の締結を行った当事者以外の者であっても、商取引行為の一部を担っていたと認定した場合には処分対象とし、処分規定を設けて欲しい。	静岡県
立入調査の拒否に対する制度の見直し	立入検査拒否を防止するための方策を強化して欲しい。	埼玉県, 神奈川県, 静岡県, 沖縄県
処分の一元化	国と自治体が共通の事業者に対して共同処分を実施する場合、最終的な処分は国(全国に権限が及ぶため)で行うよう規定し、処分の一元化を図って欲しい。	長崎県
近隣範囲への処分効拡張	業務停止の行政処分を都道府県レベルで行った場合、近隣の都道府県で営業活動が続けることができってしまうため、行政処分が有効となる範囲を広げて欲しい。	長崎県
被害者発生地域管轄による権限行使	各都道府県の住民が当該都道府県以外の区域で法違反の疑いのある勧誘、契約行為を受けた場合であっても、消費者保護及び被害拡大防止の観点から、当該都道府県知事が調査及び処分を行えるようにして欲しい。	埼玉県
「密接関係者」範囲拡大	報告徴収・立入検査の対象となる「密接関係者」(法66条2項)の範囲を拡大して欲しい。	静岡県
報告徴収できる範囲拡大	法66条1項及び2項に基づく報告徴収により報告を命じることができる事項(施行令17条及び17条の2)について、限定されている範囲を拡大若しくは撤廃して欲しい。	奈良県
調査・照会に関する根拠規定創設	訪問販売事業者等についての調査・照会を官公署に依頼する根拠規定を設けて欲しい。	茨城県, 埼玉県, 広島県
指示処分と公表	指示処分を行った際の公表をできるとする規定を法定してほしい。	埼玉県
禁止行為の追加、罰則追加	威迫困惑とまでは言えない悪質な迷惑勧誘や、判断力不足便乗等の行為も「禁止行為」に追加して、直罰規定を設けて欲しい(たとえば、消費者が帰ってと言っても帰らず、長時間勧誘を行う事例や認知症の高齢者に対し、その資産を全額消費されるほど繰り返し売買契約を締結させている事例など悪質な行為には直罰規定を設けてほしい)。	北海道, 東京都, 広島県
証言を行った消費者への支援の仕組み創設	行政処分の根拠となる証言を行った消費者を支援する仕組みを創設して欲しい。	東京都

(参考) 執行強化に関するこれまでの議論等

地方経済産業局からの執行強化に関する御意見 (第2回特定商取引法専門調査会資料の抜粋)

代表者・役員に対する処分	社名を変えて違反行為を繰り返す事業者に対処するため、代表者や役員に対する処分等を検討して欲しい。	関東局, 中部局, 近畿局, 中国局, 九州局
立入調査の拒否に対する制度の見直し	立入検査拒否を防止するための方策を強化して欲しい。	関東局, 中部局, 中国局, 沖縄局
本社所在地管轄による権限行使	事業者の本社所在地を管轄する経産局長にも調査・処分権限を行使できるよう施行令19条・20条を改正してほしい。	北海道局, 東北局, 関東局, 四国局
情報収集力不足への対応	外観調査時の不法侵入容疑や第三者照会の強制力における情報収集力不足への対応の方策を検討して欲しい。	近畿局
「密接関係者」範囲拡大	報告徴収・立入検査の対象となる「密接関係者」(法66条2項)の範囲を拡大して欲しい。	関東局
転送先の電話番号の把握	事業者の転送先の電話番号を電気通信事業者に回答してもらえるよう、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(総務省)の運用を変更して欲しい。	東北局
P I O - N E T のシステム見直し	P I O - N E T 情報をリアルタイムに分析できるよう、システムの構築等を行って欲しい。	九州局

(参考) 執行強化に関するこれまでの議論等

委員から第1回特定商取引法専門調査会が出された執行強化に関する御意見等 (第2回特定商取引法専門調査会資料の抜粋)

執行体制の強化	執行面で何が至らないのか点検し、必要に応じて執行体制を強化することも重要である。	野坂委員
複数の会社で業務を分担している場合の調査できる範囲の拡大	会社の成立が大変容易になったことから、事業者が複数の会社を設立して業務を分散している場合があり、契約相手の事業者の事務所に立ち入り調査をしてもほとんど資料が無く、実態の把握ができないケースもある。	村委員
実質的に業務に関与している個人や黒幕に対する調査と処分	調査に入ると、すぐに別法人に移行してしまうため処分できないケースがある。特商法において実効性のある制度を検討する必要がある。たとえば、法人のみではなく、勧誘員個人、代表取締役や取締役個人、実質的な黒幕などについても、行政処分の対象とすることは考えられないか。	村委員
立入調査の拒否に対する制度の見直し	調査に協力する事業者でないと十分な違反認定の証拠が無いということで、行政処分ができないことは、調査に協力しない悪質度が高い事業者であれば特商法を遵守しなくても不利益処分を受けないで済む、という矛盾が起こる。調査に対して拒否したり妨害した場合の、なんらかの不利益処分の導入を検討する必要があるのではないか。	村委員
都道府県の処分の限界	ある県で処分を行った場合、他の県に逃げる事業者による被害防止への方策が検討されるべき。	花井委員
都道府県の処分の限界	都道府県による行政処分は自治事務であるため、他の都道府県には効果が及ばない。近隣の都道府県の被害実態があれば、調査・処分ができるのであれば完全な後追いとなってしまうが、この点は改善できないか。	村委員
越境取引のトラブルの問題を専門に相談を受ける窓口の強化	諸外国の機関と提携し、被害救済が可能となるシステムの充実が必要ではないか。	有山委員
越境取引にもクーリングオフ制度の導入を	海外との越境取引が活況となっているが、言葉の壁や商取引の習慣・民族性の違いなどから消費者個人では交渉が難しいという状態が発生しているため。	NACS
「密接関係者」範囲拡大	現在の密接関係者の範囲では不十分である。	村委員
執行の厳正な実施	住宅リフォームの問題、家庭用太陽光発電、成人向け情報サイト（ワンクリック請求）、情報商材、鮮魚（かに、マグロ等）、プロパンガスといった分野について執行を厳正に実施してもらいたい。	日弁連

(参考) 執行強化に関するこれまでの議論等

特商法関連被害の実態把握等に係る検討会報告書（平成26年8月）（抜粋）

※ 同検討会は消費者庁と経産省で開催

同検討会報告書中「1. 行政庁の執行状況及び課題」における検討課題と検討結果の抜粋

検討課題 行政処分を受けた法人の役員が法人格を変えて違法行為を繰り返す事態への対応

建設業法等の立法例は、いずれも許可制や登録制を前提としたものであるため、特商法で直ちに同様の規制を置くことは困難であるという指摘があった。この点と関連して、登録制による参入規制の実現可能性について、平成20年法改正時の議論を踏まえ更に検討する必要があるとの意見があった。

また、法人に対する行政処分の効果を役員等の個人にまで及ぼす場合、その範囲を肩書きで定めるにせよ、取引において実質的に果たす役割に着目して規定するにせよ、範囲の確定には立法技術的な問題があり得るとの意見があった。

検討課題 第三者に対する行政処分の根拠規定を法律上規定するべきか。

委員からは、販売業者等と一体となって不当行為を構成している第三者に対する行政処分規定の創設もあり得るのではないかと、との指摘もあった。現在も販売業者と第三者との密接性によっては契約当事者そのものでなくても解釈上行政処分をしている事例もあり、他方、立法技術的には、契約当事者ではない第三者に対する行政処分規定等を創設することは困難であるため、行政処分の対象として加えるのではなく、まずは電話勧誘における勧誘業務受託業者といった対象について第三者に制裁を与えるという観点で公表規定を策定するほうが現実的なのではないかと、との意見もあった。

検討課題 指示の場合の公表を規定するべきか否か。また規定する場合、義務的な公表とするか、裁量的な公表とするか。

業者に対する指示について、義務的規定とするのか、「公表できる」という規定にするのかという点については、業者には是正を求め、立ち直りを期待して指示をしている段階である以上、「できる」という程度にしておくほうがなじみやすいのではないかと、との意見が出された。

他方、情報提供の趣旨であれば、義務規定とするのがよいのではないかと、との指摘もなされた。

(参考) 執行強化に関するこれまでの議論等

特商法関連被害の実態把握等に係る検討会報告書（平成26年8月）（抜粋）（続き）

検討課題 第三者の氏名の公表について法律上で規定するべきか否か。

現在の第三者情報の公表の根拠となっている通達は、「組織的關係」や「重要な役割」といった実質的な基準を設け、最終的には総合考慮で運用されているが、この点をより明確にするという方法が提案された。

検討課題 立入検査の強化をするべきか。

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)のように、許可状を得て強制的に立ち入るという方法が一方で考えられるが、それほどの緊急性があるかという点について、十分な立法事実がなければ難しいという意見があった。

また特商法第6条の2と同様の規定を置くという案も出されたが、一般に立入り時は、どのような証拠が存在するのか特定がなされていない段階であるにもかかわらず、合理的根拠を示さなければ違反事実の擬制をするのは行き過ぎであろうという意見があった。

しかし、事業者が立入りを故意に遅延させてその間に書類等の処分を行うなど、有効な物証の確保が妨げられ、処分に支障を来すケースが存在することから、何らかの措置を採るべきではないかという指摘もあった。




同じく「2. 適格消費者団体による特商法の活用状況及び課題」における検討結果の抜粋

適格消費者団体へのヒアリングによれば、特商法は消費者契約法に比して不当な特約の内容が条文上明確であるため、差止請求を行うまでもなく消費者相談センター等でのあっせんによりトラブルが解決することが多い、不当な特約を結んでいる事業者は店舗販売等を行っている場合もあるので、訪問販売や電話勧誘販売だけでなく店舗販売で用いられる約款も対象となる消費者契約法を活用することが多い、といった声が寄せられた。

また、委員からは、例えば、適格消費者団体に行政処分に対する意見書提出権を認めるなどの方法を検討し得るのではないかと指摘もあった。

(参考) 適格消費者団体による差止請求訴訟等の状況

適格消費者団体による差止請求訴訟及び差止請求の件数

年度	差止請求訴訟									差止請求 (※)	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計		
特定商取引法	—	—	0	0	0	1	0	0	1	13	
			 H21.12導入								
景品表示法	—	—	0	0	0	0	1	0	1	24	
			 H21.4導入								
消費者契約法	1	5	1	9	7	5	5	0	33	264	
	 H19.6導入										

注) 「消費者団体訴訟制度 差止請求事例集 (平成26年3月 消費者庁)」を基に作成。

- ・表に計上されている特商法及び景表法の事案は同時に消契法に基づいて提訴がなされているため、重複して計上している。
- ・「差止請求訴訟」の件数は提訴日の属する年度に計上している。
- ・「差止請求」の件数は、適格消費者団体の差止請求によって事業者による対応が図られたもののうち、適格消費者団体が改定後の契約条項等を把握している事案における、差止請求の根拠となった法令の数を示している (同一条項について複数の法令が問題となる場合は重複して計上している。)

※ 平成25年7月5日現在。